

議案第 11 号

国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 4 年 3 月 2 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）の施行に伴い、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）が改正され、令和 4 年度分以後の国民健康保険料について、未就学児に係る被保険者均等割額を 5 割減額する制度が新たに導入されることから、この条例案を提出するものです。

国民健康保険条例の一部を改正する条例

国民健康保険条例（昭和58年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「第18条」の次に「及び第18条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条第2項中「切り捨てる」を「切り上げるものとする」に改める。

第14条の6の2中「第18条」の次に「及び第18条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第18条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改める。

第18条の2の次に次の1条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の5」とあるのは「第14条の6の5又は第14条の6の8」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の5第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

（1） 第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第18条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を

乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額）

5 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の5」とあるのは「第14条の6の5又は第14条の6の8」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の5第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第18条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

国民健康保険条例（昭和58年条例第2号）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条及び第18条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ （略）</p> <p>（2） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条_____の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額</p> <p>エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額</p> <p>オ・カ （略）</p> <p>（2） 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第</p>

1 項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びブ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第14条（略）

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3（略）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第14条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条及び第18条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)（略）

1 項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項_____の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号（国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びブ（大阪府知事が定めたものに限る。）並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。）、第2号及び第3号に掲げる額を除く。）の額（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第14条（略）

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる_____。

3（略）

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第14条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第18条_____の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1)（略）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額
（低所得者の保険料の減額）

第18条 (略)

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第18条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の5」とあるのは「第14条の6の5又は第14条の6の8」と、「第14条第2項」と

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項
_____の規定による繰入金を除く。）の額
（保険料の減額）

第18条 (略)

あるのは「第14条の6の5第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。

4. 当該年度において、第18条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第18条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額）

5. 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第14条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6. 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の5」とあるのは「第14条の6の5又は第14条の6の8」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の5第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。